（養親希望者等への情報の提供）

**第十七条**　法第三十四条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　児童の監護の状況に関する情報

二　児童の心身の健康に関する情報

2　法第三十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、児童の父母の同意がない情報（前項各号に掲げる情報を除く。）とする。

（養子縁組あっせん責任者）

**第十八条**　法第三十六条第二項の養子縁組あっせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であって、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。

一　社会福祉士

二　児童福祉法に定める児童福祉司となる資格

三　医師

四　保健師

五　助産師

六　看護師

七　都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、社会福祉施設の職員として勤務した期間の合計が三年以上であるもの

2　養子縁組あっせん責任者は、毎年、厚生労働大臣が認める研修を受けなければならない。

（報告）

**第十九条**　都道府県知事は、法第三十九条第一項の規定により、民間あっせん機関に対し、必要な報告をさせるときは、その理由を通知するものとする。

（身分を示す証明書）

**第二十条**　法第三十九条第三項に規定する身分を示す証明書は、様式第七号によるものとする。

（大都市の特例）

**第二十一条**　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百九十号。以下「令」という。）第三条の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四条の規定により、児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第四条第二項から第四項まで | 都道府県知事 | 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長 |
| 第五条第二項 | | |
| 第六条 | | |
| 第九条 | | |
| 第十条第一項第六号 | 都道府県 | 指定都市及び児童相談所設置市 |
| 第十八条第七号 | 都道府県知事 | 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長 |
| 第十九条 | | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（養子縁組あっせん責任者の経過措置）

**第二条**　この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間、第十八条第一項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成三十一年三月三十一日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。

様式第一号（第一面）　（日本工業規格A列4）

養子縁組あっせん事業許可有効期間更新申請書

養子縁組あっせん事業許可申請書

①　年　月　日

都道府県知事（市長）　殿

②申請者　名称（ふりがな）

代表者　氏名（ふりがな）　印

1．民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。

2．法第12条第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

| | |
|---|---|
| ③許可番号 | （有効期間の末日　年　月　日） |
| ④法人の名称（ふりがな） | |
| ⑤所在地（ふりがな） | 〒□□□－□□□□　電話　（　） |
| ⑥代表者氏名等（ふりがな） | 氏名　住所 |
| ⑦役員氏名等（ふりがな） | 氏名　住所 |
| ⑧兼業の種類・内容 | 1.　2.　3.<br>4.　5.　6. |